

平成26年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成26年7月17日（木）午後2時開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 議案第31号 瑞穂市教育委員会委員長の選挙について

日程第2 議案第32号 瑞穂市教育委員会委員長職務代理者の指名について

日程第3 平成26年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第4 会議録署名委員の指名について

日程第5 教育長の報告

日程第6 承認第5号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について

日程第7 議案第33号 瑞穂市就学指導委員の委嘱について

日程第8 議案第34号 瑞穂市学校評議員の委嘱について

日程第9 議案第35号 平成27年度使用小学校及び中学校教科用図書の岐阜地区採択について

日程第10 その他

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

河 合 和 義

福 野 佐代子

麓 英 里

加 藤 悟

横 山 博 信

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	高 田 敏 朗
教育総務課長	久 野 秋 広
学校教育課長	杉 原 和
学校教育課主幹	宮 崎 智 和
学校教育課総括課長補佐	松 野 光 広
幼児支援課長	山 本 康 義
幼児支援課長総括課長補佐	鹿 野 正 美
生涯学習課長	棚 橋 剛
生涯学習課長総括課長補佐	堀 部 哲 也

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	磯 部 基 宏
-------------	---------

○傍聴者

1 名

開会及び開議の宣告

日程第 1 議案第 3 1 号 瑞穂市教育委員会委員長の選挙について

○教育総務課長 皆さんこんにちは。只今より、平成 26 年第 7 回瑞穂市教育委員会定例会を開催致します。7 月 4 日付けにて、河合委員長が任期満了のため、日程第 1 議案第 3 1 号 瑞穂市教育委員会委員長の選挙については事務局にて進行させていただきます。

7 月 7 日市長室におきまして、辞令交付式が行われ新たに加藤悟さんが委員として任命されました。加藤委員におかれましては、学校教諭として永きに渡り教育現場に務められ、平成 16 年には各務原市立各務小学校校長として 3 年間、更に平成 19 年に瑞穂市立西小学校長として 3 年間勤められたのち定年退職され、その後、平成 22 年から瑞穂市北部防災コミュニティーセンター館長としてご尽力され、現在は、呂久自治会長・区長、瑞穂市社会福祉協議会理事、瑞穂市少年少女発明クラブ会長として活躍をされています。

～委員紹介～

～事務局紹介～

それでは議題に入らせていただきます。

日程第 1 議案第 3 1 号 瑞穂市教育委員会委員長の選挙について

瑞穂市教育委員会会議規則第 2 条（委員長の選挙）に基づき、無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とするとありますので、このように進めさせていただきます。なにかご意見ありますでしょうか。

○河合委員 市の規則に基づいた方法で執行するべきと思います。

○福野委員 選挙を行う前に委員それぞれの思いもあると思いますので少し時間をいただいて、その後、選挙へ進めた方が良いでしょう。

○麓委員 福野委員と同意見です。

○加藤委員 本日初めて参加させていただいておりますので、選挙と言われても他委員の過去の実績等が分かりませんので投票のしようがありませんので、少しお時間をいただき委員で話す時間をいただけるとありがたいと思います。

○教育総務課長 それでは暫時休憩とさせていただきます、休憩後選挙へ移りたい

と思います。

～暫時休憩～

○教育総務課長 それでは、再開させていただき、選挙を執り行いたいと思います。選挙を進めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条におきまして、教育長は委員長と兼ねることはできないとありますので、教育長の名前は書かないようお願いいたします。また、選挙の公平として、開票立会人を次長と私で設定させていただきます。それでは、投票用紙を配布させていただきますので、記名の後、投票箱へ投函していただきますようよろしくお願い致します。

～各委員投票～

○教育総務課長

投票結果	有効数	5票	無効数	0票
結果内訳	河合和義	4票	福野佐代子	1票

以上の結果、河合和義委員で決定いたしました。

それでは、河合委員長にご就任のあいさつをいただきたいと思います。また、以後の進行につきましては、河合委員長にお願い致しますのでよろしくお願い致します。

○委員長 選挙の結果、引き続き委員長の任をいただきました。色々な問題が山積しています。国の改革等色々な問題が山積していますが、皆さんのご協力をよろしくお願い致します。

それでは議事に入らせていただきます。

日程第2 議案第32号 瑞穂市教育委員会委員長職務代理者の指名について

○委員長 日程第2 議案第32号 瑞穂市教育委員会委員長職務代理者の指名

について、議題と致します。

福野委員にお願いしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第2 議案第32号 瑞穂市教育委員会委員長職務代理者の指名について、福野委員にお願いすることとします。

日程第3 平成26年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○委員長 日程第3 平成26年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成26年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については承認することと致します。

日程第4 会議録署名委員の指名について

○委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

福野委員にお願い致します。

日程第5 教育長の報告

○委員長 日程第5 教育長より報告を求めます。

○教育長 前回定例会以降の状況を報告させていただきます。6月30日に給食センター運営委員会を開催致しました。内容は、アレルギー除去食の提供について具体的に協議を行いました。7月に入って、中体連の大会が行われました。各校優秀な成績を収めたなどの連絡が入っています。最後に、本日の議題にも出てきますが、平成27年度教科用図書の岐阜地区採択について、岐阜地区としての案が出されていますので、後程説明をさせていただきたいと思えますのでよろしくお願い致します。

日程第6 承認第5号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第6 承認第5号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 承認第5号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について、瑞穂市社会教育委員に下記の者を委嘱し、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1号の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、報告し教育委員会の承認を求める。1、氏名 棚橋敏明 任期 平成26年6月11～平成27年3月31日、2、氏名 大内康博 任期 平成26年7月5日～平成27年3月31日。平成26年7月17日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市社会教育委員条例第4条第1項の規定により、委員が欠けたため第2条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

行政改革推進員として、行革の会議に出席していますが、過去に審議会の任期についても審議された経緯があり、概ね審議会委員は10年くらいが妥当ではないかとの意見が出ました。社会教育委員名簿を見ますと長い方が見えますがその点はどのようにお考えでしょうか。

○**生涯学習課長** ご指摘の点につきましては、任期満了の際考えていかなければならないと考えています。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 承認第5号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について、承認することと致します。

日程第7 議案第33号 瑞穂市就学指導委員の委嘱について

○**教育長** 日程第7 議案第33号 瑞穂市就学指導委員の委嘱について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第33号 瑞穂市就学指導委員の委嘱について、瑞穂市就学指導委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則第

1条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成26年7月17日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市附属期間設置条例第4条第2項の規定により、瑞穂市就学指導委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第33号 瑞穂市就学指導委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第8 議案第34号 瑞穂市学校評議員の委嘱について

○教育長 日程第8 議案第34号 瑞穂市学校評議員の委嘱について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 議案第34号 瑞穂市学校評議員の委嘱について、瑞穂市学校評議員に下記の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。1、氏名 福野 正 2、任期 平成26年7月4日から平成27年3月31日。平成26年7月17日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市立小中学校管理規則第38条第2項及び瑞穂市学校評議員会運営要綱第3条第2項の規定により、教育委員会の議決を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第34号 瑞穂市学校評議員の委嘱について、可決することと致します。

日程第9 議案第35号 平成27年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について

○教育長 日程第9 議案第35号 平成27年度使用小学校及び中学校用教科

用図書の岐阜地区採択について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 議案第35号 平成27年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、「平成27年度使用小学校（特別支援学校の小学部を含む）用教科用図書岐阜地区採択案」及び「平成27年度使用中学校（特別支援学校の中学部を含む）用教科用図書岐阜地区採択案」の議決を求めます。平成26年7月17日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、市立小・中学校で使用する教科用図書の採択権は市町教育委員会にある。しかし、採択地区に5市2郡がある岐阜地区では、岐阜県教科用図書採択協議会を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択しなければならない。このため、市町教育委員会は教科用図書採択の決議に当たっては、岐阜県岐阜地区採択協議会の協議結果を尊重するものとするとしているため。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

審議をしていただいた過程は理解できました。各市町から選ばれた先生方、また、代表の方が何日もかけて協議していただいていることは間違えありません。手続きについては、正確に進められていることは説明でわかりますが、その他に関しまして、様々なニュース等でもありますが、何かご意見がありましたら発言していただきたいと思います。沢山の量がありますので少し休憩を設けまして各自各教科確認していただき休憩後ご意見があれば発言していただくこととしたいと思います。

それでは暫時休憩と致します。

～ 暫時休憩～

○委員長 定例会を再開致します。

ご質疑ございませんか。

○加藤委員 子ども達に関心を持って進んで学ぶ時に、この教科書があれば役立つということで、沢山の観点を設けて厳密に調べられて採択されてみえますので良いと思います。特に国語・算数等は、地域性というものがないのでより

効果的なものが必要と思いますが、社会・理科等は地域性が出てくる部分がありますので採択する地域によっては違いが出てくると思います。資料から察するに色々な観点から何度も調整して行っていることが伺えますので良いかと思ひます。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第35号 平成27年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、可決することと致します。

日程第10 その他

○委員長 日程第10 その他に入ります。

○教育次長 ありません。

○委員長 教育総務課長。

○教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について説明させていただきます。

～資料により説明～

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長 明日、幼稚園・小中学校が第1学期の終了致します。全ての施設を訪問しましたが、学ぶ姿が良くすばらしい印象を持ちました。

子ども議会等の案内を配布させていただきましたのでよろしくお願い致します。

○委員長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 現在、生津・穂積小校区放課後児童クラブ移設工事の施工中ですが、夏休み中に完了予定であり、8月28日より各学校で運用開始の予定です。

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について説明させていただきます。

～資料にて説明～

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について説明させていただきます。

～資料にて説明～

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(案) について説明させていただきます。

～資料にて説明～

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 ありません。

○委員長 ご質疑ございませんか。

現在の校区外への児童生徒数を教えていただけますか。

○学校教育課 次回定例会にて報告させていただきます。

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

次回の会議ですが、平成26年8月7日、木曜日、午後2時からということ
でよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○委員長 本日は、第7回定例会ご審議いただきましてありがとうございます。
これにて定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時37分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年8月7日

瑞穂市教育委員会 委員長 河合和義

委員 福野佐代子

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。